

令和3年多摩市議会第3回定例会について

1 日程

令和3年9月1日（水）～9月30日（木）（30日間）

行政報告・補正・条例	1日（1日）
常任委員会	2, 3, 6, 7日（4日）
一般質問	8, 9, 10, 13日（4日）
予算決算特別委員会	16, 17, 21, 22, 24日（5日）
最終日	9月30日

2 令和3年度補正予算について

国民健康保険特別会計補正予算（第1号） 資料2

前年度繰越金による令和2年度保険給付費等交付金清算のための予算措置
全議員賛成。

3 国民健康保険に関する一般質問

小林憲一議員（日本共産党） 9月10日（金）

「子どもの国保税ゼロ」実現へ一歩前進しよう！国・東京都に対し、制度実現のための
具体化を求めるとともに、市としても実現のための財政的努力を

4 令和2年度決算について

(1) 一般会計決算

全議員賛成。

(2) 国民健康保険特別会計決算 資料3

全議員賛成。

5 小林憲一議員の一般質問に対する市長答弁

①【質問1】

子どもの国保税の「均等割」について、その廃止や軽減について、この間の国や東京都の動向について説明していただき、併せて、その動向について市長の見解も述べてください。

②【質問2】

国保税の「均等割」の廃止及び軽減、なかでも子どもの国保税の「均等割」の廃止及び軽減について、その正当性、必要性について、市長の見解をお聞かせください。また、この問題について、国や東京都に、これまでどのような要請をおこなってきたのか、また今後、どのような要請をおこなっていく予定なのか、市長の見解をお聞かせください。

【市長答弁】

①と②について、合せてお答えします。

子どもの均等割軽減措置については、平成27年5月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立した際、地方創生の観点や地方からの提案も踏まえ、現行制度の趣旨や国保財政に与える影響等を考慮しながら、引き続き議論することとされました。

令和2年12月には、厚生労働省社会保障審議会医療保険部会の議論の整理の中で、子どもに係る均等割軽減措置の導入について言及され、本年6月「全世代対応型の社会保険制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の成立に伴い、未就学児に係る均等割についてその5割を軽減する措置が、令和4年4月1日に施行されることとなりました。

子どもの均等割軽減措置については、子育て世代の負担軽減策として有効かつ重要であると認識しており、この間、全国市長会、東京都市長会などを通じて、多子世帯への均等割軽減制度の創設について、国、東京都へ強く要望して参りました。

また、本年8月には、東京都市長会より東京都に対し、令和4年度から施行される国の均等割軽減措置の充実及び対象範囲の拡大、その軽減措置がさらに充実するまでの間、東京都独自で軽減措置を実施することを要望しています。

③【質問3】

2021年度の国保税については、コロナ禍の影響を考慮し、引き上げは凍結されました。2022年度以降の保険税については、どのように検討していますか。

【市長答弁】

令和 3 年度の国民健康保険税の見直しにあたっては、新型コロナウイルスが社会生活に与えた影響が見通せない状況の中で、まずは市民生活を支えるとの視点から、保険税率を据え置くこととしました。

令和 4 年度の見直しにあたっては、新型コロナウイルス感染拡大による個人所得への影響や、11 月に示される国保事業費納付金の仮算定結果の状況などを検証し、11 月以降、国民健康保険運営協議会において審議いただきたいと考えています。

④【質問 4】

前項の質問について、2022 年度以降、毎年 4%ずつ引き上げる方向で考えているとすれば、その上がり続ける国保税について、何らかの軽減策が必要と考えますが、具体的な対応策について、方針をうかがいます。

【市長答弁】

国民健康保険税の軽減については、地方税法により規定されており、規定以外の軽減策の実施は地方税法に抵触する恐れがあること、また、軽減策を実施した場合、その減額部分の補填が必要となり、中間所得者層などの負担が増大することが懸念されることから、市独自での軽減策実施は困難であると考えます。

引き続き東京都市長会などを通じて、更なる低所得者対策の実施や、国の公費負担割合の拡大などについて要望して参ります。

⑤【質問 5】

コロナに関わる特例減免については、2020 年度に続き、2021 年度も継続されています。この特例を受けられる要件は、①1 年間の収入が前年度に比べ 3 割以上減少する見込み、②前年所得が 1,000 万円以下などです。ところが、たとえば、2020 年、所得ゼロで、21 年も所得ゼロが見込まれるケースの場合、3 割減少という要件を満たさないために、所得ゼロでも減免が認められないことが明らかとなりました。こういうケースの場合、市長として、どう対応するのか見解を求めます。

【市長答弁】

新型コロナウイルス減免は、前年所得から 3 割以上の著しい減収が見込まれる方を救済する時限的な措置となっており、他方、令和 2 年所得ゼロ、令和 3 年も所得ゼロが見込ま

れる方については、既に制度化されている低所得者対策による軽減措置が適用されることとなり、両者の取扱いについては、制度上やむを得ないものと考えます。

国民健康保険税について、不安を抱えた市民の方から相談があった場合には、生活状況など十分に聴き取りをしたうえで、必要に応じ自立相談支援や就労支援へ繋げるなど、関係所管と連携し丁寧に対応していきたいと考えています。